



名保幼第380号
令和3年8月6日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第14報）
（新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言区域」の指定に伴う保育所等の
対応について）

保護者の皆様には、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県の「緊急事態宣言」の期間が令和3年8月31日までとする3度目の延長が国において決定され、沖縄県においては「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（8月4日改正）が発出されました。

当該方針において保育所等の取扱いについては、これまで同様に「引き続き保育の提供を継続するとともに、感染拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するように」との内容で依頼があったことから、引き続き可能な限りの家庭保育にご理解とご協力をお願いいたします。

また、県内におけるデルタ株による新型コロナウイルス感染の急拡大や市内保育施設においても新型コロナウイルス感染発生の報告もあることから、保護者の皆さまには「沖縄県緊急共同メッセージ」（令和3年8月1日）や「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（8月4日改正）への取り組みの徹底についてご理解とご協力をお願いします。

記

1 家庭保育の協力依頼期間

令和3年6月21日（月）から令和3年8月31日（火）まで

※本決定事項は令和3年8月6日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

名護市こども家庭部保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）